

■学園地区（東部）

地区整備計画に関する事項	建築物等に	細区分の名称	学 園 地 区
		面 積	約 2 1 . 7 ha
		建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 ただし、計画図に表示する区域については、この限りではない。 1. 大学及びこれに付属する建築物 2. 大学関係者のための居住施設
		建ペイ率	6 0 / 1 0 0 (用途地域に関する都市計画)
		容 積 率	2 0 0 / 1 0 0 (用途地域に関する都市計画)
		壁面の位置の制限	建築物の外壁若しくは、これに代わる柱の面から道路境界線までの距離は3m以上、道路以外の敷地境界線までの距離は6m以上とする。 ただし、道路横断施設及び計画図に表示する区域については、この限りではない。
		建築物等の高さの最高限度	道路に面する部分（道路の境界線から10m）においては、建築物の高さは12mを超えてはならない。 道路以外で隣地に接する部分（隣地の境界線から10m）においては、建築物の高さは15mを超えてはならない。 ただし、防球用ネットフェンス、グラウンドの照明灯等については、この限りではない。
		建築物等の形態又は意匠の制限	1. 建築物の屋根は原則として勾配屋根とし、屋根の色、壁面の色は周辺と調和するおちついた色彩とする。 2. 敷地内の広告物又は看板（建築物に設置するものを含む）は自己の用に供するもの（府自家用広告物許可基準で定義されるもの）に限定するとともに、次のいずれかに該当するものを設置してはならない。 （1）屋上に設置するもの （2）周辺的美観・風致を損なうもの 3. 屋外に設置する設備は露出させないよう配慮を施す。
	かき又はさくの構造の制限	道路（歩行者専用道を含む）に面する敷地の部分（門柱、門扉、車庫の部分を除く）にかき又はさくを設置する場合は、次に掲げるものとしなければならない。 1. 生け垣 2. 透視可能なフェンス等	

学
園
地
区

道路境界線

道路に面する部分

3m 12m 10m

道路境界線

道路以外で隣地に接する部分

6m 15m 10m

隣地境界線

かき又はさくの構造

原則① → 生け垣とする。

生け垣

道路境界

原則② → 透視可能なフェンス等。

透視可能なフェンス等

道路境界

※門柱、門扉、車庫の部分を除く。

凡例

- 建築基準法による建築可能範囲※
- 地区計画による建築可能範囲

※建築基準法の表現は原則ですので、詳細は和泉市にお問い合わせください。

※建築基準法の表現は原則ですので、詳細は和泉市にお問い合わせ下さい。